

小金井市多職種ネットワーク構築事業 メディカルケアステーション運用ポリシー

小金井市多職種ネットワークは小金井市民が療養するにあたって療養に関わる多職種のコミュニケーションを密にして快適な療養を行えるよう支援するツールの一つです。また、災害時の連絡網、通常連絡、テーマ毎の意見交流の場としても活用できるものです。

1. 小金井市医療介護連携グループ

小金井市医師会が管理者として小金井市医療介護連携グループを立ち上げます。グループ内には三師会会員、訪問看護ステーション、訪問リハビリステーション、ケアマネジャー、訪問介護の各事業所及び介護福祉課・包括支援センター等に参加してもらいます。

2. 管理者

各診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリステーション、ケアマネジャー、訪問介護の各事業所及び介護福祉課・包括支援センターなどの代表者は管理者として小金井市医療介護連携グループに登録します。原則それぞれの事業所には管理者は1名としますが、必要な場合には管理者の責任で従業員を管理者として登録し、管理業務を代行させることができます。

3. 患者グループの立ち上げと管理

MCS管理が必要な場合には、その療養に関与している主治医もしくはケアマネジャーまたは訪問看護指示書を交付された事業所の看護師（以下看護師）が管理者となり、患者の同意書を得てから患者単位のグループを作ります。ケアマネジャーまたは看護師が患者グループを作った際には主治医が責任者となり、主治医の指示のもとケアマネジャーまたは看護師が管理します。主治医もしくはケアマネジャーまたは看護師は患者ごとにアクセスする必要がある事業所のスタッフのみを招待して患者単位の患者グループを作ります。管理者は参加者が適切であるかどうかの精査を行い管理し、MCSを利用しなくなった患者について、「削除機能」を使って速やかに患者グループを閉じてください。また、患者グループ管理者は、安全かつ適正な運用管理を図り、不正利用が発生した場合等は、MCSの利用の制限もしくは禁止する権限を有します。

4. 小金井市医療介護連携グループ以外からの患者グループへの参加

患者グループを立ち上げた管理者は小金井市医療介護連携グループ以外に必要な事業者のスタッフがあった場合には招待することができます。但し、招待されたものはMCSへの登録が必要となり、その手続きは招待されたものが行う。他の事業所のものを従業員と偽り登録することはできません。

5. MCS管理者及び一般ユーザー

- ・MCS管理者は、適正な患者情報へのアクセス制御がされるように、MCSの各グループへ招待されたユーザーの招待承認及びメンバー解除、またMCSへの施設内ユーザー登録及び削除を行ってください。
- ・情報セキュリティに十分に注意し、MCSのIDやパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供したりはできません。
- ・患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行ってください。
- ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとしてください。また、MCSの位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用してください。
- ・MCSの管理者権限ユーザーは、各書き込みについて監視し、不適正な書き込みなど必要に応じて書き込んだ内容の削除を行ってください。
- ・MCSのグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCSの個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録してください。
- ・自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバー解除してください。
- ・事業所を辞めた時など、MCSを利用する必要がなくなった時は、登録を解除してください。
- ・MCSユーザーは、書き込みの際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示してください。
- ・MCSユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないよう注意してください。
- ・MCSユーザーは、MCSのシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに自分が所属するグループの管理者に報告し、その指示に従ってください。
- ・MCSユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに所属するグループの管理者に連絡しその指示に従ってください。

6. ID・パスワードの管理

MCSのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨します。

- ・パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- ・一つのIDを複数人で共有しない。
- ・パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的（最長で2か月に1回）に必ず変更する。
- ・利用が終わったら必ずログアウトする。パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- ・スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

7. IT機器のセキュリティ対策

IT機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨します。

- ・情報機器に対して起動時パスワード（英数混合8文字以上）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- ・情報機器には定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。たとえば、ファイル交換ソフト（Winny等）をインストールしないこと。
- ・情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- ・ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- ・MCSの操作は、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- ・リモートワイプ・緊急回線停止サービスを利用すること、端末管理・利用者管理（MDM）サービスを利用すること。

附則

第1条この規程は平成28年2月1日から施行する。

第2条この規程は平成30年9月11日から改定施行する。

第3条この規程は令和4年3月2日から改定施行する。